

**四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業業務委託
プロポーザル審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業業務委託を実施するに当たって、その四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業業務委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事
- (2) 事業者選定に関する事
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

(委員長の任務)

第4条 委員長は会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が委員のうち指名した者がその職務を代理する。
- 3 審査委員会は委員長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 プロポーザルの実施における事務局は、都市整備部都市計画課公共交通推進室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月4日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

審査委員会構成委員

	所属・役職等
委員長	都市整備部次長
委員	都市計画課長
委員	観光交流課長
委員	広報マーケティング課長
委員	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部長